

# 播磨町立播磨中学校いじめ防止基本方針

令和5年5月15日改定

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### (1) いじめ防止対策の基本理念

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであり、だれもが被害にも加害にもなり得るものである。」との認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向け、「播磨町いじめ防止基本方針」に基づき、「学校いじめ防止対策プログラム」を作成し、「いじめをしない させない 見逃さない」学校づくりに取り組む。

さらに、いじめの防止等については、いじめを受けた生徒の生命、心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、家庭、地域その他の関係機関等との連携を図りながら対策を行う。

### (2) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

### (3) いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。（いじめ防止対策推進法第4条）

### (4) 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念に則り、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。（いじめ防止対策推進法第8条）

### (5) 保護者の責務等

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。（いじめ防止対策推進法第9条）

## 2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### (1) 基本施策

#### ① いじめの未然防止

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図る。

- ・生徒会活動の活性化を図り、生徒の心の絆を深め、望ましい人間関係、心の居場所、集団づくりや、誰もが行きたくなる学校・学級づくりの推進を図る。
- ・生徒に係るいじめに関する情報(インターネット上を含む。)や問題行動などの情報収集に努める。
- ・学校運営協議会において「いじめ防止基本方針」等の内容について共有し、学校、家庭、地域が一体となって、社会総がかりでいじめ防止に取り組む。

## ② いじめの早期発見、早期対応

- ・いじめを早期に発見するため、生徒のSOSや些細な変化を見逃さないように、定期的なアンケート調査や教育相談を全生徒対象に実施する。
- ・生徒及び保護者がいじめの相談を行うことができるよう、相談体制の整備やいじめ相談窓口の周知を図るとともに、教職員の共通理解、保護者・地域・関係機関との連携を推進する。

## ③ いじめの防止等のための対策

- ・「スクールカウンセラー」、「スクールソーシャルワーカー」等を積極的に活用し、生徒・保護者・地域が相談しやすい体制づくりの充実に努める。
- ・いじめの早期発見、早期対応が適切に取り組めるよう、教職員研修を充実させ、法令の理解や危機管理意識の向上を図るとともに、いじめ問題への対応力を高める。

## ④ インターネットやスマートフォン等を通じて行われるいじめに対する対策

- ・ネット上のいじめが確認された場合は、速やかに教育委員会及び警察署等と連携する。
- ・生徒及び保護者が、ネット上のいじめを防止し、効果的に対処できるよう「情報モラル教室」「サイバー犯罪防犯教室」等を実施する。

## (2) いじめの防止等に関する取組

### ① 学校におけるいじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

構 成 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、学年主任、不登校担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

役 割 ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況に関すること。  
 ・アンケート調査並びに教育相談に関すること。  
 ・いじめが心身に及ぼす影響、その他生徒理解に関すること。  
 ・いじめ事案に対する対応に関すること。

開 催 月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

### ② いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒や保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

- ・いじめを受けた生徒が安心して教育を受けることができるようにするため、必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置等を講ずる。
- ・いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係、経過措置を説明します。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等に対して、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。

### (3) 重大事案への対処

#### ①重大事態への認識

いじめ防止対策推進法第28条第1項において、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号。以下「生命・心身・財産重大事態」という。)、 「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号。以下「不登校重大事態」という。)とされている。改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する。

#### ②具体的な対処

生命・心身・財産重大事態や不登校重大事態の疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ・重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ・当該事案に対処する組織を教育委員会又は学校のもとに設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた生徒や保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に共有する。
- ・暴行、恐喝、強要等の刑事法規に抵触すると思われるいじめに関しては、直ちに警察署や東播少年サポートセンターに相談・通報をする。

### (4) 学校評価における留意事項

本方針に沿って実施したいじめ防止等のための取組を学校評価の評価項目に位置づけ、PDCAサイクルを活用した定期的な点検・評価により年間計画等を見直す。